

三島市マスコットキャラクター「みしまるくん・みしまるこちゃん」の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三島市マスコットキャラクター「みしまるくん・みしまるこちゃん」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用基準)

第2条 キャラクターは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 三島市(以下「市」という。)の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) その他市長が使用について適当でないと認めるとき。

(使用申請等)

第3条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ三島市マスコットキャラクター「みしまるくん・みしまるこちゃん」使用承認申請書(第1号様式。以下「使用承認申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が業務のために使用するとき。
- (2) 市立の小学校及び中学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 地域活動の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) その他営利を目的とせず、又は利益をあげない用途に供するとき。

(使用承認等)

第4条 市長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に三島市マスコットキャラクター「みしまるくん・みしまるこちゃん」使用(変更)承認通知書(第2号様式。以下「使用(変更)承認通知書」という。)により通知するものとする。この場合において、市長は、使用条件を付すことができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に三島市マスコットキャラクター「みしまるくん・みしまるこちゃん」使用(変更)不承認通知書(第3号様式。以下「使用(変更)不承認通知書」という。)により通知するものとする。

(使用承認期間等)

第5条 使用承認期間は、承認日から起算して2年を経過する日以後の最初の3月31日までを

限度とする。

2 前項に規定する使用承認期間が終了し、再度使用承認を受けようとする者は、第3条の規定により使用承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、市長が付した使用条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 三島市マスコットキャラクター「みしまるくん・みしまるこちゃん」デザイン使用マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき、正しく使用すること。
- (4) デザインの改変等応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (5) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (6) 三島市マスコットキャラクター「みしまるくん・みしまるこちゃん」には、「©三島市」を付記すること。
- (7) 前号の規定にかかわらず、「©三島市」を付記することが困難な場合は、市長が認めた表記方法とすること。
- (8) キャラクターを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）は、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (9) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(承認内容の変更)

第8条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、三島市マスコットキャラクター「みしまるくん・みしまるこちゃん」使用変更承認申請書（第4号様式。以下「使用変更承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用変更承認申請書の提出があった場合、その内容を審査し、変更を承認するときは、使用者に使用（変更）承認通知書により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に使用（変更）不承認通知書により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
 - (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に三島市マスコットキャラクター「みしまるくん・みしまるこちゃん」使用承認取消書（第5号様式。以下「使用承認取消書」という。）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。
- 4 市長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

（責任の制限）

- 第10条 前条の規定によりキャラクターの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。
- 2 使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。

附 則

この要綱は、平成23年4月22日から施行する。

附 則（平成30年6月11日制定）

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行し、同日以後のキャラクターの使用について適用する。
- 2 平成30年7月1日前のキャラクターの使用に関してはなお従前の例による。

附 則（令和7年11月13日制定）

- 1 この要綱は、令和7年11月13日から施行し、同日以後のキャラクターの使用について適用する。
- 2 令和7年11月13日前のキャラクターの使用に関してはなお従前の例による。